

〔 自 平成24年 1月17日 〕
〔 至 平成25年 3月31日 〕
閱 覧

北陸農政局入札等監視委員会審議概要

平成23年度 第3回

北陸農政局 総務部 総務課

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成24年 1月17日)

開催日及び場所		平成23年11月24日(木)北陸農政局7F会議室			
委員		宮前 悟(弁護士) 松木 浩一(公認会計士)			
審議対象期間		平成23年7月1日～平成23年9月30日			
審議対象案件		155件 うち、1者応札案件11件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件			
抽出案件		5件 うち、1者応札案件4件 (抽出率3%) (抽出率36%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	業務	一般競争		該当なし	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争		抽出なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル		該当なし
			その他の随意契約		該当なし
	物品・役務等	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし	
随意契約(その他)		抽出なし			
(特記事項) 特になし					

	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	特になし	

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>1. 一般競争契約(工事) 外山ダム調圧水槽管理設備制作据付 工事</p> <p>調圧水槽(土木構造物)は既にあったのか。</p> <p>公共工事は分離発注が多いが、民間であれば元請に一括発注を行い、元請が下請に分離して発注を行うケースが多いと思うが、発注段階から分離発注を行った場合に、不都合等は生じないのか。分離発注とする方針はあるのか。</p> <p>不具合等による費用負担のトラブルはないのか。</p> <p>二度目の入札公告の変更点は、説明のあった資格要件の2か所だけで、その他は当初と同様の条件としているのか。</p> <p>説明資料に添付している「施工体制評価点及び加算点表」は、一般競争入札に使用されているのか。</p> <p>入札執行調書において、「基準評価値」に比べて「評価値」がかなり余裕があるが、入札金額が予定価格に近く、「基準評価値」と「評価値」に差がない場合は、落札できないこともあるのか。</p> <p>1者応札の場合、評価値の算定はあまり意味を持たないことになるのか。</p> <p>事業計画に基づく一期、二期の区分はどのようにになっているのか。</p> <p>工事の内容・計画は公開されているのか。</p> <p>「指名競争参加者等選定委員会」は、一般競争や指名競争の入札参加資格のチェックを行う名称なのか。</p>	<p>土木工事は別件で発注しています。説明資料にも記載してありますが、本工事は「機械器具設置工事」として発注しています。</p> <p>土木工事と施設機械工事は基本的に分離して発注しています。</p> <p>通水試験等の際には各受注者に立会いを要請し、不具合等が生じた場合にはその工事の受注者に手直しを行ってもらうこととなります。</p> <p>そうです。変更点は2か所だけです。</p> <p>本案件は、入札公告の工事概要の中で「簡易型総合評価落札方式」の工事であると明示しており、総合評価の方法については、総合評価落札方式に関する事項で、施工体制評価点の最高点を30点、加算点の最高点を30点として評価する旨の記載を行っています。</p> <p>入札金額が予定価格以下であれば、そのようなことはないものと思料します。</p> <p>そうです。</p> <p>佐渡地区の場合、小倉ダム・外山ダムの2水源施設を一期事業としています。外山ダムの場合は、ダムの直下流に位置する調圧水槽から下流のパイプラインが二期事業になります。国庫補助はダムが高率となっています。</p> <p>事業全体については、公告・受益者の同意等所定の法手続を経て事業を進めることとなります。</p> <p>そうです。事業所としてこのような名称を付して、入札公告を行う前に内容の審査を行っています。</p>
	<p>2. 随意契約(工事) 春江北部用水路131号分水管副管 工事</p>	

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>共同事業にするのが合理的であるとは理解できるが、共同事業にするのであれば、管路を1本として施工することはできないのか。</p> <p>共同事業を行う場合、県等に委託する機会が多いのか。</p> <p>委託された県で、一般競争入札により業者選定を行っているが、県の方も農政局と同様な入札方式を採用しているのか。</p> <p>県で業者選定を行った場合、共同事業において国の管路に支障が生じた場合は、県を通さずに直接受注者に話しをするのか。</p> <p>県と委託契約(覚書)を締結することは、国は直接請負契約を行わないとの理解で良いのか。</p> <p>予算としては、工事費を積算して国と県で按分することになるのか。</p> <p>工事費の按分比率はどのようになっているのか。</p> <p>精算行為が発生した場合は、県が精算額を算定し事業所に連絡するのか。</p> <p>入札価格からすれば、国・県の管口径に比べて県の持ち分額が非常に高いと思うが。</p> <p>国と県の役割分担が良く判らないが、工事ごとに今回のようなケースが発生する可能性があるということか。</p> <p>本案件は入札監視委員会の審議案件にならないような気がする。</p>	<p>操作ブロック単位で集落・管理者も違ってくることから、操作し易い方法を探っています。</p> <p>逆の場合もあります。今回は県に委託しました。</p> <p>そのように理解しています。</p> <p>工事が完了し供用開始になれば、国有財産・県有財産に区分されていますので、仮に国の財産部分で支障が生じれば、国が対応(手直し等)することになります。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>管路については、国・県で区分されていますが、掘削断面についてはそれぞれが単独で施工するよりも、一括で施工した方が安価となることから、その差額分がコスト縮減となるメリットがあります。</p> <p>掘削断面比率からは県は59.1%、国は40.9%としています。</p> <p>県は出来高等を確認・算定し、国に請求書を提出してきます。国はその内容の確認を行った上で支払を行うこととなります。</p> <p>県の工事には、共同工事で行う以外の部分も含まれているため、工事全体の入札価格が高額となっています。</p> <p>国営・県営事業ともパイプライン化を行うこととしていますが、予算面や地元事情等により順次工事を進めることになり、今回の案件では国営と県営の管路が並列しました。</p> <p>いろんな入札方式の形態がありますが、工事については全ての入札方式を審議案件の対象としていることから、本案件についても審議案件として取り扱いました。</p>
	<p>3. 簡易公募型競争契約(業務) 阿賀野川地区右岸幹線水路他長寿命化計画検討業務</p> <p>落札の決め手となったのは「技術点の評点」であったと思われる。特に「業務への取組方針の評点」で差が生じており、配点も「予定管理技術者」より大きいものになっている。技術提案書の「評価の着目点」</p>	<p>評価者は1名だけではなく、管理職以上の者が個々に評価を行い、平均値を算出して評価・決定しています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等	<p>の項目は、客観的評価ができるのかどうかと思うが。</p> <p>評価は何名で行っているのか。</p> <p>入札公示において、技術提案書のヒアリングは行わないとなっているが。</p> <p>不明点があった場合は、個別に確認を行うことはあるのか。</p> <p>技術提案書評価結果表における、「予定管理技術者評価」の予定管理技術者とは、企業に雇用されている者に限定しているのか。委託している者等は含まないのか。</p> <p>入札執行調書の評価値の出し方について説明願いたい。</p> <p>算出方式は全国同一となっているのか。</p>	<p>5名で行っています。</p> <p>技術提案書の内容だけでは、業務内容が複雑な場合や、記載趣旨の詳細が把握出来ない場合等には、1者ごとにヒアリングを行うことがありますが、業務の発注件数・時間的制約等もあり、通常の場合においてはヒアリングを行っていません。</p> <p>業務担当者から確認を行う場合があります。</p> <p>委託している者等は含みません。近年は雇用に係る経歴を添付することになっています。</p> <p>業務については加算方式(技術点と価格点)により、工事については除算方式により算定しています。</p> <p>全国統一となっています。</p>
	<p>4. 簡易公募型プロポーザル契約(業務) 新川流域二期地区他費用対効果分析 業務</p> <p>この業務の成果品はどのように活用されるのか。一般に公表したり、資料集として公表されるのか。</p> <p>業務の予定価格は1千万円以上となっているが、業務内容(成果内容)と業務価格はどのような観点から決定されたのか。</p> <p>1者応札であることから他者との比較はできないが、「参加表明者評定結果表」及び「技術提案書審査結果表」のそれぞれの評点に、最低点は設定しているのか。</p> <p>1者応札の場合は、先程の案件と同様に受注者が決定していることから、あまり意味を持たないことになるのか。</p> <p>「参加表明者選定基準の評価」はそれなりに実益はあるが、「技術提案書特定基準の評価」については、1者であることから優劣が付かないのではないのか。</p> <p>契約手続きの流れにおいて、「見積合わせ」と記載されているのは。</p> <p>見積合わせ段階においては、官側でも業務価格の算出を了していたのか。</p>	<p>事業計画書の一部になります。</p> <p>事務所において既に資料を収集・整理しており、本業務はそれを補完するための業務として発注したものです。</p> <p>設定はありません。</p> <p>欠格事項に係るチェックになります。参加表明者選定基準において、C評価となった場合には「選定しない」としている項目があります。</p> <p>例えば、技術提案書の評価で6点となっているのは、「優れている」との評価です。</p> <p>入札方式が簡易公募型プロポーザル方式(随意契約)となっているためです。</p> <p>見積執行調書に記載してある予定価格で積算していたということです。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>工事の場合は比較的判り易いが、業務の積算基準はあるのか。</p> <p>費用対効果のそれぞれの内訳は算出されるのか。</p> <p>効果を数値化することは難しいと思うが、基準等はあるのか。</p> <p>総便益を算出する際の割引率はどのように決定されるのか。また、「社会的割引率」とは何か。</p> <p>総費用についても同様か。</p> <p>公会計と官庁会計は若干ずれがあるということで、総費用をどう認識しているのかと思ったが、マニュアルに沿って計算しているということか。</p> <p>総費用の中に資産価格を入れてあるので良い。これがランニングコストだけでは良くない。</p> <p>仮に総費用が総便益を上回った場合はどうなるのか。</p> <p>割引率が影響することになるのではないか。</p>	<p>本業務は数者から見積徴取を行い、一番安価な見積価格を採用して予定価格を算出しています。</p> <p>マニュアルにより、効果の算定項目ごとに算定しています。</p> <p>「土地改良事業の効果算定マニュアル」というものがあります。これにより作物生産効果等の効果算定を項目ごとに行いますが、その前段に必要な膨大な資料を準備・整理する必要があります。</p> <p>公共事業については、全て4%で統一されています。割引率については時点時点において価値が違うということで、1年ごとに4%ずつ過去のは割増し、今後のものについては割引を行います。社会的割引率についても同様です。</p> <p>総費用についても同様に割引率を用いて現在価値化しています。</p> <p>そうです。公会計は資産をどう評価するというところで、色々な資産がありますが、社会的インフラがあってどのように現在価値化を行うか、それが対象の負債の部分でどうかという比較論ですが、似ているようですが、国営造成施設という部分だけなので、それに沿った形で算定しています。</p> <p>過大投資となりますので、事業実施が成立しないこととなります。</p> <p>影響度合はケースにより相違してくるものと思料されますが、現在の割引率は4%となっています。</p>
	<p>5. 一般競争契約(役務) 平成23年度射水平野地区一筆情報整理・確認等業務</p> <p>自治体もそれなりのデータを所有していると思うが、このような業務こそ自治体へ委託し、データ等の共有を図れば良いのではないのか。</p> <p>成果品は農政局に止まっているのではないのか。各自治体にとっても農業政策上有益な資料となるのではないのか。個人情報等の問題もあるが、自治体とうまく連携を図れば良いのではないのか。</p>	<p>収集データについては、土地改良区の賦課台帳・農業委員会からの提供データがデータベースの中に混在しており、自治体へデータの提供を依頼し、入力するのが本業務になります。</p> <p>個人情報等であり、注意しながら作業を実施しています。本業務については、先程説明しました2排水機場の機能の補修・補強のための前段作業として実施していますが、農政局がこのような情報を保有していることを自治体は承知しており、自治体より資料提供の要請があれば</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>「競争参加資格確認書」の提出2者のうち、1者を資格なしとしているが、資格要件の内容はどこで決定しているのか。</p> <p>業務内容からして、このような要件は必要であるものと思うが、資格要件により受注業者・団体等はある程度限定されてくるのではないか。</p> <p>資格要件について、欠格となった1者はどのように捉えていたのか。</p> <p>予定価格と落札金額にある程度の差が生じているが、この要因は何か。落札者は競争を行う者ではないのではないか。積算基準に相違が生じた等の要因があったのか。</p> <p>業務内容について確認したいが、関係3市について順次行うということか。</p> <p>各時点時点ごとの状況を確認する訳だが、状況は随時変化してくる。更新作業はどうするのか。</p>	<p>協力は可能です。</p> <p>「入札・契約手続審査委員会」の場において、資格要件内容について決定しています。</p> <p>直接の回答にはならないかも知れませんが、1者応札であったことから、契約手続終了後に数者にアンケート調査を実施しています。競争参加資格確認書を提出しなかった理由としては、自社の都合。資格要件。膨大な作業量等の回答がありました。</p> <p>今後、競争参加資格の拡大。資格要件の緩和を図りたいと考えています。</p> <p>どのように捉えていたかは不明です。</p> <p>なぜ落札金額がこのような金額となったかは不明ですが、予定価格については事前に数者からの見積徴取を行い、その最低額を予定価格としています。</p> <p>今回改修を計画している2排水機場の排水受益(機能発揮)を位置図に図示してありますが、この範囲に該当するのが3市になります。</p> <p>今後2年～3年後には事業化の計画としており、そのための事前準備作業として現状調査を実施するもので、事業化前には詳細調査を実施します。</p>